

競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

(令和7年4月17日作成)

登録 番号	商号又は名称、代表 者名及び本社所在地	指名停止の 期 間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
1539	株式会社秋山工務店 代表取締役 秋山 進 水戸市堀町1108-8	令和7年4月18 日から 令和7年5月17 日まで (1ヶ月間)	別表第1 (安全管理 措置の不適 切により生 じた工事関 係者事故) 第7号ウ (工事関係 者に複数の 負傷者を生 じさせたとき又は重傷 者が生じた とき)	(株)秋山工務店は、県 央農林事務所発注の畑地帯 総合整備事業柳河地区道路 付帯工事(水戸市柳河町) において、令和7年2月6 日、バックホウを用いて傾 斜地での作業を行うとき に、使用する車両系建設機 械の安定度、登坂能力等を 踏まえた作業について計画 を定めていなかったなど、 不適切な安全管理の措置に より、作業員が重傷を負う 事故を生じさせた。